

## 誓約書

私は、飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進事業実施要綱第 4 条に基づく申請を行うにあたり、下記の事項を誓約します。

### 記

- 1 申請した猫は、福岡市内に生息する猫であること。
- 2 飼い主のいない猫の保護にあたっては、飼い猫を誤って保護することがないように注意喚起するため、掲示、回覧等の方法により、あらかじめ周辺住民へ周知をすること。
- 3 飼い猫を誤って不妊去勢手術してしまった場合等、手術の実施に関して発生した責任問題等については、自らの責任をもって飼い主等との間で解決すること。
- 4 猫の健康状態によっては手術ができない場合があることを了承していること。
- 5 手術中又は術前術後に当該猫が死に至る等の不測の事態が生じうることを了承し、協議会および協力動物病院に対し責任を問わないこと。
- 6 当該猫の不妊去勢手術が終了したことが外見から判断できるよう、手術と同時に右耳もしくは左耳の先端をV字型に切除することについて了承していること。
- 7 飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進事業実施要綱第 11 条の事項を遵守すること。
- 8 不妊去勢手術の終了後、協議会から当該猫の生息の状況等について報告等を求められた場合、適宜協力すること。
- 9 当該猫の当事業における不妊去勢手術の権利を他人に譲渡等行わないこと。

〈参考〉 飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進事業実施要綱（抜粋）

（申請者の遵守事項）

第 11 条 申請者は、手術チケットを利用して不妊去勢手術を実施する場合、他の者から、その対価として金銭や物品等を受け取らないこと。

2 第 3 条第 1 号の申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

（1）手術後の猫を、その飼い主として終生にわたり飼養できる者への譲渡に努めること

（2）手術後の猫を解放する場合、元の生息場所付近の安全な場所で行うこと。

（3）前号で解放した猫に給餌および給水等を行う場合、近隣住民の理解を得るように努めるとともに、適切な餌の管理や糞尿処理を行うこと。

3 第 3 条第 2 号の申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

（1）手術後の猫を、その飼い主として終生にわたり飼養できる者への譲渡に努め、飼育頭数の減少を図ること。

（2）手術後の猫は、屋内飼育に努め、周辺へ迷惑が及ばないよう適正な管理を行うこと。